

令和 6 年度
芦屋市明るい選挙推進協議会
総 会 資 料

日 時 令和 6 年 5 月 29 日 (水) 午前 10 時～
場 所 芦屋市役所 南館 4 階 電子会議室

総会次第

- 1 開会
- 2 委員委嘱式 委嘱状交付
- 3 選挙管理委員会委員長あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 議事

(1) 令和5年度常時啓発事業実施結果について（資料2）	2
(2) 令和5年度選挙時啓発事業実施結果について（資料3）	3
(3) 令和5年度自主会計収入支出報告について（資料4）	4
監査報告	5
(4) 役員改選（資料5）	6
(5) 令和6年度常時啓発事業実施計画（案）について（資料6）	7
(6) 令和6年度自主会計収入支出予算（案）について（資料7）	8
- 6 意見交換
- 7 閉会

[資料 1]

令和 6 年度芦屋市明るい選挙推進協議会委員名簿

	役 名		氏 名	備 考
	令和4・5年度	令和6・7年度		
1	監 査		池 澤 有希子	市民委員
2		副会長	石 井 美智子	市民委員
3		監 査	石 山 喜美子	市民委員
4	監 査		戎 井 恭 子	婦人会委員
5	副会長	監 査	猿 丸 宏 子	婦人会委員
6	会 長	会 長	村 上 由 起	市民委員

備考：任期は令和 8 年度総会まで。

[資料2]

令和5年度常時啓発事業の実施結果

事業項目	事業内容
1 明るい選挙推進 協議会総会の開催	明推協総会 ① 日 時 6月29日午前10時～12時 広報委員会 ① 日 時 7月10日午前10時～11時30分 ② 日 時 9月21日午前10時～12時 講演会実施委員会 ① 日 時 7月13日午前10時～12時
2 ホームページ 啓発事業	市ホームページ内の選挙管理委員会のページにおいて、選挙制度等の周知及び明推協の活動情報を掲載した。白バラだより 令和5年10、12月、令和6年1、2月
3 啓発ポスター 募集事業	市内の中・高校から明るい選挙の啓発ポスターを募集した。 募集期間 5月8日～9月8日 応募状況 小学校 6校 85点 中学校 5校 323点 高等学校 1校 5点 合計 12校 413点 審査 9月8日、9月12日に審査を行い(特選2名・入選11名・佳作17名)、 特選及び入選作品13点を2次審査(県)へ送付。(県・国の入選なし)
4 明るい選挙推進 事業	明るい選挙啓発ポスター展の開催 11月10日から11月23日まで市民センター空中通路にて30点展示 明るい選挙推進大会(リーダー養成研修) 11月18日(土)午後2時から市民センター301室にて映画上映会を開催 映画タイトル 「劇場版 センキョナンデス」
5 市民政治学講座 (地域別講演会)	公民館と共に開催 政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催 2月17日 「現代インドの政治と社会」 講師 北川 将之 氏(神戸女学院大学 文学部・総合文化学科 教授)
6 新成人等啓発 事業	18歳の誕生日に届くように星座のイラスト入りバースデーカードと啓発冊子を送付。 (郵送901件) 芦屋市二十歳のつどい(愛称:『二十祭』、1月8日開催)で啓発資材を配布
7 阪神7市1町等 明推協連合会事業	総会・啓発担当者会議への参加。 総会6月6日、啓発担当職員研修会1月31日(宝塚市)
8 学校生徒会選挙 支援事業	学校の生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出しを行った。 精道小1月29日～2月1日、宮川小1月2月8日～14日、山手小1月2月6日～20日、 打出浜小2月7日～16日、岩園小1月2月11日～20日、 潮見中1月27日～1月2月8日、県立芦屋特別支援学校2月9日～15日
9 選挙出前授業	選挙の意義等について講義形式の授業及び模擬投票を実施した。 県立芦屋特別支援学校10月26日 県立国際高等学校3月21日

[資料3]

令和5年度選挙時啓発事業の実施結果

令和5年4月 9日執行 兵庫県議会議員選挙

令和5年4月23日執行 芦屋市議会議員選挙・芦屋市長選挙

事 業 項 目	事 業 内 容
1 掲示・掲揚物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・啓発横断幕（市内5か所）の掲示・阪急バス50台の車両フロントに啓発横断幕を設置
2 印刷物による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報あしや（4月1日号）に啓発記事を掲載・啓発チラシを選挙通知書に同封し郵送
3 街頭啓発	<ul style="list-style-type: none">・J R芦屋駅周辺において投票参加の呼び掛け、ポケットティッシュ等の啓発資材の配布（4月1日（土））
4 放送等による啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報車で市内を巡回しながら投票日の周知、投票参加を呼び掛け・芦屋市ホームページに掲載

[資料 4]

令和 5 年度自主会計収入支出報告

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

(収 入)

単位 : 円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	4 8 1 , 3 7 7	令和 4 年度からの繰越
阪神 7 市 1 町 明推協連合会	4 0 , 0 0 0 2 2 , 4 4 8	地域リーダー養成研修（使用料 及び賃借料） 地域別講演会（講師謝金）
雜 入	4	預金利子
合 計	5 4 3 , 8 2 9	

(支 出)

単位 : 円

項 目	支 出 額	内 訳
事 業 費	7 2 , 6 3 8	常任委員会費 会議費 0
		選挙時啓発委員会費 会議費 0
		講演会実施委員会費 使用料及び賃借料 47,190 講師謝礼 22,448
		広報委員会費 会議費 0
		会計監査費 会議費 0
		菊寿会 年会費 3,000
合 計	7 2 , 6 3 8	

収入 5 4 3 , 8 2 9 円 — 支出 7 2 , 6 3 8 円 = 残高 4 7 1 , 1 9 1 円

監 査 報 告

令和5年度芦屋市明るい選挙推進協議会の会計について、事前に監査を行った結果を報告いたします。

監査は、芦屋市明るい選挙推進協議会規約第7条第4項の規定に基づき、会計帳簿・その他の関係書類及び銀行預金等照合検査したところ、その結果、収支ともに正当であると認めましたので、ここに報告いたします。

令和6年5月29日

監査委員代表 戎井恭子

[資料 5]

役員の改選について

役員の任期が終了するため、令和 6・7 年度の役員を本会規約第 5 条及び第 6 条に基づき、次のとおり互選します。

令和 6・7 年度役員

職名	氏名	備考
会長	村上由起	
副会長	石井美智子	
監査	猿丸宏子	
監査	石山喜美子	

[資料 6]

令和 6 年度常時啓発事業実施計画（案）

事業項目	実施時期	対象者	内 容
1 諸会議の開催	4月～3月	明推協委員	総会の開催 常任委員会・専門委員会の開催
2 ホームページ啓発事業	4月～3月	一般市民	ホームページによる啓発 (白ばらだより) 年3回
3 啓発ポスター募集事業	5月～11月	市内小・中・高校生	・明るい選挙の啓発ポスターを募集 ・明るい選挙啓発ポスター展 (啓発ポスター応募入選作品を市民センターに展示)
4 推進大会事業 (地域リーダー養成研修事業)	未定 (1回)	一般市民	明るい選挙推進大会を開催
5 市民政治学講座(地域別講演会事業)	1月～2月 (1回)	一般市民	政治学講座「世界はニュースだけではわからない」をシリーズで開催(公民館と共に)
6 議会の傍聴	6月～3月	明推協委員 一般市民	市議会本会議の傍聴
7 新18歳等啓発事業	4月～3月	新18歳	・誕生日にバースデーカードと「啓発冊子」を送付 ・「芦屋市二十歳のつどい」で啓発資材を配布
8 阪神7市1町明推協連合会事業	4月～3月	選管委員 明推協委員 一般市民	総会、会議等に参加 地域別講演会、 地域リーダー養成研修の実施 啓発資材の配布
9 学校児童・生徒会選挙支援事業	4月～3月	市内小・中・高校生	学校の児童・生徒会選挙における投票箱・記載台等の貸出を行い実際の公職選挙に近い形の選挙を行う。有権者となる前に選挙の大切さを学び若年層の政治・選挙への関心の向上を図る。
10 明るい選挙推進事業	11月～3月	明推協委員	明推協委員の資質向上及び明推協の組織・活動活性化を図る。
11 選挙出前授業	4月～3月	市内小・中・高校生	選挙の意義及び仕組みについて、講義形式により1时限の授業を行う。

[資料 7]

令和 6 年度自主会計収入支出予算（案）

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

(収 入)

単位：円

項 目	収 入 額	内 訳
繰 越 金	4 7 1 , 1 9 1	令和 5 年度からの繰越
阪 神 7 市 1 町 明 推 協 連 合 会	4 0 , 0 0 0	地域リーダー養成研修
雜 入	4	預金利子
合 計	5 1 1 , 1 9 5	

(支 出)

単位：円

項 目	支 出 額	内 訳
事 業 費	1 0 3 , 0 0 0	常任委員会費 0
		選挙時啓発委員会費 0
		講演会実施委員会費 100,000
		広報委員会費 0
		菊寿会年会費 3,000
予 備 費	4 0 8 , 1 9 5	
合 計	5 1 1 , 1 9 5	

参考：市の直接経費として、推進大会講師謝金 20,000 円を別途予算化。

芦屋市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、芦屋市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、民主政治の基盤である選挙が、選挙人の自由に表明する意志によって、公正に行われるよう、市民の政治意識の高揚に努め、投票率向上及び明るい選挙の達成を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、芦屋市選挙管理委員会と緊密な連絡を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) この運動の有効適切な諸事業の企画と実施
- (2) この運動に伴う諸方策の調査と研究

(構成)

第4条 協議会は、社会教育団体、芦屋市の各機関の関係者、学識経験者及び選挙啓発に関心のある市民の委員をもって構成する。

2 前項の委員は、芦屋市選挙管理委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員がその属する団体又は機関の関係者でなくなったときは、委員を辞したものとみなし、新たにその団体又は機関の関係者を委員に委嘱するものとする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。また、前任者が前条の市民の委員等として在任することを妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
常任委員	若干名
監査委員	2名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 常任委員及び監査委員は、総会の同意を得て会長が指名する。

(役員の任務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、協議会の運営について事務を処理するとともに専門委員会を代表する。

4 監査委員は、協議会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議の種類)

第8条 会議は、次のとおりとする。

総 会

常任委員会

専門委員会

2 総会は、必要に応じて開催し、協議会が行う事業の基本方針の策定及び総合的企画を行ふ。

3 常任委員会は、役員で構成し、必要に応じて開催し、総会の付議事項及び緊急案件の審議、専門委員会間の調整並びに協議結果による運動の推進にあたる。

4 専門委員会は、協議会の事業を円滑かつ効果的に推進を図るため、特定の事項について具体的な企画並びに実施にあたる。

5 専門委員会は、次のとおりとする。

(1) 広 報 委 員 会

(2) 選挙時啓発委員会

(3) 講演会実施委員会

6 委員は、会長及び副会長を除き、いずれかの専門委員会に所属するものとする。

(会議の運営)

第9条 会議は、会長（専門委員会にあっては、担当常任委員に読み替える。以下同じ。）が招集する。

2 会議の議長は、会長があたる。ただし、会長に事故があるときは、副会長又は会長の指名したものを持ってこれに充てる。

3 会長及び副会長は専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

4 会議は、必要に応じて、事業推進に関する者を出席させ、意見を述べることができる。

5 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(辞職)

第10条 会長が辞職しようとするときは、あらかじめ副会長に届け出るものとする。

2 会長以外が辞職しようとするときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。

3 役員又は委員が公職の候補者となり、又は選挙運動若しくは政治活動をしようとするときは、辞職しなければならない。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この運動に関して学識経験のある者を、総会の議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、芦屋市選挙管理委員会事務局において行う。

(経費)

第13条 協議会に必要な経費は、芦屋市選挙管理委員会のもつ予算及びその他の収入をもってこれに充てる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、総会に

おいて定める。

- 2 この規約の改正は、芦屋市選挙管理委員会の同意を得て総会で決する。

附 則

- 1 この規約は、昭和40年6月5日から施行する。ただし、この規約の施行の際、現に委嘱された委員の任期は、従前の例により在職するものとする。

- 2 昭和32年5月4日芦屋市公明選挙協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和42年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年6月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年10月15日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成2年5月24日から施行する。

- 2 この規約による改正前に委嘱された委員の任期については、従前どおりとする。ただし、任期満了が平成4年3月31日以降の委員の任期については、平成4年3月31日までとする。

- 3 この規約による改正後はじめて委嘱される委員の任期については、平成4年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成8年8月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月15日から施行する。